

学校教育法施行規則及び大学設置基準等の一部改正【概要】

(令和元年6月13日大学分科会資料（一部修正）)

1. 学部等連係課程等

改正の趣旨

「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（平成30年11月26日中央教育審議会）において、「大学には、教員と学生が所属する学部等の組織を置くこととされているが、大学が自らの判断で機動性を発揮し、学内の資源を活用して学部横断的な教育に積極的に取り組むことができるよう『学部、研究科等の組織の枠を越えた学位プログラム』を新たな類型として設置可能とする」と提言されたことを踏まえ、大学設置基準、大学院設置基準及び短期大学設置基準等の一部を改正し、学部等連係課程を実施する基本組織（以下「学部等連係課程実施基本組織」という。）等を制度上位置づける。

主な改正の内容

- ✓ 学部等連係課程実施基本組織等の専任教員は、類似する分野の学部等と同じ数を置くものとし、**教育上支障を生じない場合には、当該学部等連係課程と緊密に連携及び協力する学部等の専任教員が兼ねることができるものとする。**
- ✓ 学部等連係課程実施基本組織等の**校舎の面積及び附属施設の基準は、連係協力学部等がそれぞれ基準を満たせば足りるものとする。**
- ✓ 学部等連係課程実施基本組織等に所属する**学生の定員は、連係協力学部等の収容定員の数を合計した数の範囲内**で学則において定めるものとする。
- ✓ 学部等連係課程実施基本組織等が学位の分野等の変更を伴う場合は認可、伴わない場合は届出の対象となるが、当該基本組織が学内資源を活用して設置されることに鑑み、**審査プロセスの簡略化**を図る。



大学、大学院及び短期大学において、学生のニーズや社会の変化に柔軟かつ機動的に対応した学位プログラムの構築を促進

改正のイメージ

※学部段階(学部等連係課程)の例

【従来の学位プログラム】

学生の所属する組織 =
教員が所属する組織 =
学位プログラムの一対一の関係



【学部等連係携課程】

学内資源を活用して学部横断的な教育を実現

